

令和3年度第2回舞鶴市子ども・若者支援会議 議事録（概要）

日時：令和4年1月25日（火）

午後1時30分～午後3時30分

場所：舞鶴市役所 大会議室（別館6階）

1 出席者・欠席者：別添、委員名簿のとおり
事務局：舞鶴市健康・子ども部

2 議事等

(1) 開会

(2) 議題

①私立幼稚園からの認定こども園への移行について

②舞鶴市放課後児童クラブ運営計画（素案）について

(3) 報告事項

①公立保育所中保育所のあり方について

②子ども・子育てに係る令和2年度事業実績について（資料提供のみ）

(4) その他

(5) 閉会

【質疑・意見等】

(2) 議題

①私立幼稚園からの認定こども園への移行について

資料に基づき、事務局より説明

(会長)

特に意見がないようであれば、議題①については、これで承認とさせていただきます。

②舞鶴市放課後児童クラブ運営計画(素案)について

資料に基づき、事務局より説明

(委員)

14ページの③、利用者負担金の適正化について、「定額制から応能負担への移行により」という文章があり、14ページ下部には「所得に応じた利用者負担を求める観点から」とある。先ほどのアンケートにも6,000円から利用料が上がることによって、非常に困るという家庭がたくさんある。その中で、試算では8,100円になっているが、応能負担となってくると当然8,000円前後に色分けされることになる。その時に、例えば現状

では6,000円よりも上の8,000円前後にするのか、6,000円を除いて8,000円を基準にして所得に応じて応能負担とされるのか、お聞きしたい。

(事務局)

所得に応じた応能負担への移行ということで、生活保護世帯や市民税非課税世帯、その他は教育委員会が行っている就学援助制度をもとに、経済的な事情に応じた負担をいただくことを検討している。基本は8,100円をベースに減額となる。減額率は今から具体的に検討し、所得に応じた負担が大きくならないように考えていきたい。一般の方についても、一度に上がらないよう段階的に上げていく方式を採用したいと考えている。

(会長)

現状で考えると、非課税世帯、あるいは生活保護世帯の方でも6,000円を徴収しているのか。

(事務局)

現行制度でも、生活保護世帯や非課税世帯については、支払っていただいた額の全額または2分の1をお返しする負担軽減は行っている。さらにもう少し現状に合わせた制度にしたいと考えている。

(会長)

理解した。他に意見はあるか。

(委員)

今回、放課後児童クラブのあり方を示して頂き感謝している。今までは半分ボランティアの感覚で、責任は自分達、あるいは子育て支援協議会の会長にあるような関わりで、非常に重圧であった。これまでも舞鶴市からはっきりとそうは言われていなかったが、責任は持っていただくという方向性できていた。この度、文書にさせていただき、放課後児童クラブを運営する者にとっては安心があると思う。

今は素人が行っているようなところであり、やはり20年も経つと、IT化など今に則したやり方が大事で、自分たちもその方向にシフトしていかなければならない時代に来ていると感じている。

(委員)

地域の協議会でされているところを直営化されるくらいの印象を受ける。直接お金の収受をすることは、現場の負担軽減という意味では賛成をしている。そういう部分でも業務の簡素化は賛成だが、支援員の確保も含めてここまで市が関わるのであれば、直営化の印象がある。地域の支援協議会がやっているところも、福祉法人がされているところも、同じような形で関わっていかれるのか。

20ページにある、「民間法人での運営」に書いてあることにゆくゆくは繋げていくための経過かと理解しているが、認識に違いがあるのならば補足いただきたい。

(事務局)

児童クラブの運営形態のあり方も、原点に戻って検討したところである。これまでから、子育て支援協議会や支援員の話聞く中で、舞鶴市が行っている「地域の子供は地域で育てる」というやり方は全国になかなか例がなく、地域の方にも誇りをもってしていただいている。地域が運営する良いところは活かしつつ、全て地

域の負担にならないように市がサポートをする。

時代も変わってきており、支援員の様子も変わってきているが、地域で運営する良い部分をこれからも持続していこうという思いで、計画に位置付けている。

「民間法人での運営」については、現状や課題でも記載している通り、課題は多い。支援員も60歳より上の方も多く、担い手の確保も含めると、様々なやり方を研究していく必要がある。社会福祉法人に幅を広げてもらう、また全国では民間法人が行っているところもあるので、研究をしつつ備えていこうというところである。地域での運営は、素案にもあるように、続けてまいりたい。

(委員)

大体のことは了解した。

これまでの良いところを活かしつつ、という「良いところ」とは、同じ地域にいる方々がここにもおられる、という繋がりを良いところとするならば、その繋がりは出来ているが、一方で課題として、地域の人材だけでは回りきらないので、支援員のシェアという話が出ている。ということは、純粋に地元の人材だけでやっていくことが良い部分と言っていたことが変わっていくという前提である。だとすれば、人材がいるからこそやっていた良い部分は何なのか。今、地域にいる方々がそこにいて出会えること以上の良さを明確に説明いただかないと、今は人がそこにいることくらいしか分かりにくい。市がサポートして、支援員をシェアしていくのであれば、「〇〇小学校区ならでは」が薄れていくのではと感じた。

(委員)

放課後児童クラブの運営に携わらせていただいている。

放課後児童クラブの学校との関わりのことで、例えば発達障害の児童を預かる場合でも、学校からの情報がストレートに入っていない。それ以外の事でも、個人情報の関係で、と言われる。学校に行っている同じ児童を預かる中で、何も情報が入っていない。これからは、学校と児童クラブが情報交換できる時間が大事であると思っている。情報が入っていない場合、申請時に、児童について細かく記入いただくよう保護者をお願いしている。その際に発達障害のことやアレルギーのことを書いていただけると、その後にも支援員を含めて保護者と対面で話し合いをしている。気をつけなければならないことをしっかり保護者と話をしていかなないと、一般的な話だけではすまないことが多々ある。

もう1つは健康な児童との関わりである。支援を必要としている児童がいると、児童によっては「なぜ支援員さんはあの子にばかり話しかけて、私たちはほったらかしなのか」と言うことがある。それをどのように児童たちに話をすればよいのか、どの程度まで伝えてもよいのか等を保護者と話し合っただけで対応をしているのが現状。

あと1つはグレーゾーンの児童である。保護者が全く気付いておらず、学校や家庭のことを背負って児童クラブに来る子供たちにどう対応していくか。場合によっては30分～1時間ほどクールダウンが必要な子供や、門から飛び出していく子供もいる。そのような児童をどうしていくか、どう保護者に説明していくか。

「家庭ではどうですか」と聞いても、「家では良い子です」としか返事がない。細やかな対応をするためには、全て保護者から聞き取りをし、児童1人1人を安全に見守らなければならない。

学校との関わりについても、児童が怪我をし、出血が止まらない時などに養護の先生をお願いしても、今は働き方改革もあり見ていただけない。昔はしていただけたが今はできない。学校によって差があると思うが、それらをふまえて、学校と児童クラブとの繋がりを、今後、改革される中でしっかりしていただきたい。

この改革についても、一度に全て変更されると地域の支援員はついていけないので、少しずつお願いしたい。

(会長)

運営上の課題も含めて発言いただいた。

支援員が若返ることも大事なことである。お互いにシェアし合う仕組みが出来ていくことは歓迎だと思う。

ここに来て学校閉鎖や学級閉鎖がある中、兄弟によって児童クラブを利用できる子と出来ない子がある。今回の計画には直接課題として挙がっていないが、4年生以上の学齢に対する課題について、今回示すことが難しいのであれば、できれば柔軟に、今後の児童クラブについて定期的に見直ししていくことを入れてもらえるとうれしい。

ちょうど児童福祉法改正に向けての専門委員会が、2月初めに報告書が出ると思われる。その中には市町村の子育て支援というワードが出てきて、市町村に丸投げのようにして、市町村の負担が大きくなると思われるが、並行しておそらくこの放課後児童クラブの問題も同時に検討せざるをえないと思う。出来れば定期的な見直しの中で計画を進めていけたら嬉しいと感じる。

(事務局)

本日、この会議で素案を説明し、沢山意見をいただいた。現在、各地域の児童クラブ支援員にも説明をして回っているところである。そこでもらった意見もふまえて、素案をもう少しまとめ、2月下旬からパブリックコメント、いわゆる市民意見の募集をかけるスケジュールを考えている。3月下旬まで約1ヶ月募集し、その後、計画策定の流れとなる。以上が当面のスケジュールであるので、ご承知おきいただきたい。

(会長)

色々意見が出たが、舞鶴市においては、委員の皆様からの意見や質問をふまえて策定を進めていただくようお願いする。では、この議題については終了とさせていただきます。

(3) 報告事項

① 公立保育所中保育所のあり方について

資料に基づき、事務局より説明

(委員)

行政と民間が連携しながらの幼保認定こども園について、内容をあまり承知していないのだが、中舞鶴幼稚園の先生と公立の先生が、同じ現場の中でチームとして動いておられるというイメージで良いか。

(事務局)

公私連携幼保連携型認定こども園について、統合と言っても2つの施設が合併するわけではなく、あくまでも経営は民間のこども園の運営となる。基本は民間運営だが、ただの民間委託ではなく、公的な機能を引き継いでいただく部分がある。

例えば、支援の必要な子供に対する職員配置の支援や、また中舞鶴幼稚園に中保育所の0～2歳の保育を引き継いでもらうことから、その部分のノウハウや、また公的な支援として、職員を一定期間派遣し、幼稚園で

も対応できるよう、協定の中で中舞鶴幼稚園と話をしていく。こういった職員派遣による支援を検討している。

(委員)

公務員の保育士は公務員のままで、中舞鶴幼稚園が引き受けられたところに出向いているという形でよいか。

(事務局)

こういった形での派遣になるかは今後詰めていくところである。今考えられるのは、言われたように公務員のままで派遣されるという形を検討している。

(委員)

どれほどの例があって実践されているのか分からないが、うまく保護者の方や子供たちが混乱なく保育を受けられる環境が第一と思う。

13～4年前からの公立保育所のあり方の協議に参加した経緯もあるのでその部分で言わせていただくと、地域密着の中保育所だということも確かにあるが、地域外の方が通っておられ、公立だから受入してもらっているケースが多々あったと思っている。セーフティネットとして受けていくことが公立保育所の生き残っていく道で、覚悟して引き受けていただいていたなと感じている。その部分が、連携した中で地域の方の保育の場でもあるが、舞鶴の中で引き受けにくかったところを最終的に中保育所や公立保育所で受入をしてもらうことで、助かっている家庭は多かったと思う。しっかり引き受けていくことを明記してもらえると安心である。

(事務局)

中保育所の機能と同時に舞鶴市の全体の公立の機能のことをおっしゃっていると思う。それも含めて引き継いでいきたいと考えている。

(会長)

他に意見はあるか。ないようなら、報告事項①については終了とさせていただきます。

②子ども・子育てに係る令和2年度事業実績について(資料提供のみ)

(会長)

今回は資料提供のみとさせていただきますので了承いただきたい。なお、事前に送付の実績報告の中で発言があれば今伺わせていただく。他になければ、報告事項②は終了させていただきます。

(4)その他

(会長)

本日の会議全体を通して発言はあるか。なければ以上をもって、会議を終了とさせていただきます。
委員の皆さま、ありがとうございました。